答　申　第　８　号
平成２６年８月１９日

多賀城市長　菊地　健次郎　殿

多賀城市情報公開・個人情報保護審査会
会　長　　石　川　雅　美

多賀城市情報公開条例第１８条第１項に基づく諮問について（答申）

平成２５年１２月６日付け総務第２２１４号による諮問について、以下のとおり答申します。

１　審査会の結論

多賀城市長（以下「実施機関」という。）の平成２５年９月１２日付け市公第６７４号による公文書部分開示決定通知書に係る非開示部分については、次の各号に掲げる部分は当該各号に掲げる規定に基づき非開示とし、その余の部分は開示するのが相当である。

(1) 復命書１枚目の１４時１５分から１４時５０分に掛けての用務に係る復命内容のうちの非開示部分（私企業の従業員の役職名及び氏名が記載されている部分に限る。）　多賀城市情報公開条例（以下「条例」という。）第７条第２号

(2) 復命書１枚目の用務先の２行目及び３行目並びに「文化財関係予算に係る陳情」に係る復命内容、並びに平成２４年１０月２９日及び同月３０日起票の旅行命令簿のうちの非開示部分　条例第７条第７号

(3) 復命書２枚目の「代官山　蔦谷書店への訪問」に係る復命内容のうちの非開示部分　条例第７条第３号イ

２　不服申立て及び審査の経緯

(1) 不服申立人○○○○（以下「不服申立人」という。）は、平成２５年８月２９日に条例に基づき、平成２４年１１月８日の代官山蔦屋書店視察に係る資料を公開するよう請求した。

(2) これに対し、実施機関は、平成２４年１１月８日の「文化財関係予算陳情及び企業訪問」に係る復命書及び旅行命令簿（以下「本件復命書及び旅行命令簿」という。）が上記(1)の請求に係る公文書に該当するとした上で、本件復命書及び旅行命令簿の、代官山蔦屋書店以外の企業等の情報に係る部分が条例第７条第６号の非開示情報に該当すると判断し、平成２５年９月１２日に、上記(1)の請求に対して、条例第１１条第１項の規定により、当該企業等の情報に係る部分を非開示とし、その余の部分については開示する決定（以下「公文書部分開示決定」という。）を行った。

(3)公文書部分開示決定に対し、不服申立人は、平成２５年１１月６日付けで異議申立てを行った。

(4) 実施機関は、平成２５年１２月６日付け総務第２２１４号により、本件不服申立てに係る公文書部分開示決定の相当性について、当審査会に諮問した。

(5) 当審査会は、本件諮問に対し、平成２６年１月８日、同月２１日、同年３月１２日、同年

５月１３日、同年７月１５日及び同年８月７日に会議を開催し、実施機関の職員及び不服申立人から意見陳述を受けるとともに、実施機関及び不服申立人から提出された意見書、本件諮問書、公文書開示請求書、公文書部分開示決定通知書、異議申立書その他の参考資料に基づき検討を行った。

(6) 上記検討に基づき、当審査会において本答申書を策定した。

３　当審査会の判断

(1) 本件の公文書開示請求において不服申立人に対して開示された本件復命書及び旅行命令簿は、一部がマスキングされた状態で開示されたものであり、不服申立人は、おおむね次の理由により、非開示部分の全部を開示するべきであると主張している。

ア　市は、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社と「東北随一の文化交流拠点整備に伴う連携協定」を締結し、記者会見等によりその事実を既に公にしていることから、本件復命書及び旅行命令簿のカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社に関係する部分を開示しても市の意思形成に支障が生じるとは考えられないこと。

イ　その他に、本件復命書及び旅行命令簿で非開示とされた部分は、国の機関を訪問したものであり、それらを非開示とする理由は認められないこと。

(2) そのため、当審査会において本件復命書及び旅行命令簿の非開示部分の内容を調査検討した結果、非開示部分は、(1)のア及びイのいずれにも該当しないことが確認された。このことから、不服申立人の主張は採用することができない。

(3) 一方、当該調査検討の際、実施機関が主張する非開示部分に係る条例第７条第６号の適用の妥当性について、疑義が確認されたため、以下、用務先ごとにその非開示の妥当性を検討する。

ア　復命書１枚目の用務先の１行目及び１４時１５分から１４時５０分に掛けての復命内容並びに平成２４年１１月５日起票の旅行命令簿のうちの非開示部分

(ｱ) 当該非開示部分には、訪問趣旨、訪問した私企業の名称、事務所の所在地並びに応対者である当該私企業の従業員の所属部署名、役職名及び氏名が記載されている。

(ｲ) 当該非開示部分については、当審査会における審査期間中に、実施機関から、時間の経過により条例第７条第６号に規定する非開示情報に該当しなくなったため、当該役職名及び氏名を除く部分については開示できる状態となっている旨の報告があった。

(ｳ) 開示すべきとの不服申立てを受けている非開示部分が、時間の経過等により非開示情報に該当しないものとなった場合には、当審査会の答申を待つことなく速やかに開示すべきものであると思料する。ゆえに、当該役職名及び氏名が非開示情報に該当するか否かを検討する。

(ｴ) 当該役職名及び氏名が、条例第７条第２号において非開示情報として規定する「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」に該当することは明らかである。また、同号アからウまでに規定する除外項目にも該当しないことから、非開示とすべき情報であると認められる。

イ　復命書１枚目の用務先の２行目及び３行目並びに「文化財関係予算に係る陳情」に係る復命内容、並びに平成２４年１０月２９日及び同月３０日起票の旅行命令簿のうちの非開

示部分

(ｱ) 当該非開示部分には、文化財関係予算に係る陳情先の所在地、陳情の相手方の役職名及び氏名並びに陳情方法が記載されている。実施機関の担当職員の陳述内容等から、これらの情報は、公にすることにより、多賀城市の文化財関係事業の円滑な執行に影響を与える蓋然性の高い情報であることが確認された。

(ｲ) このことから、当該非開示部分は、条例第７条第６号ではなく、同条第７号において非開示情報として規定する「市又は国等の機関が行う検査、監査、取締り、争訟、交渉、渉外、入札、試験、人事その他の事務事業に関する情報であって、当該事務事業の性質上、公にすることにより、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれのあるもの」に該当すると認められる。

ウ　復命書２枚目の「代官山蔦谷書店への訪問」に係る復命内容のうちの非開示部分

(ｱ) 当該非開示部分には、市とカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社との面談は、私企業の仲介により実現したこと、当該私企業の名称並びに当該面談に同席した当該私企業の従業員の所属部署名、役職名及び名字が記載されている。実施機関の担当職員の陳述内容等から、当該私企業からは仲介した事実を公にしたくない旨の意思表示がなされていたことが判明した。

(ｲ) このことから、当該非開示部分は、条例第７条第６号ではなく、同条第３号イにおいて非開示情報として規定する「実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、」「当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」に該当すると認められる。

(4) よって、前記１記載のとおり、答申する。

以上